Blue Information Guide

B･I･G いちかわ



発行：公益社団法人市川青色申告会　市川市八幡1-2-20　電話：333-0111(代)　FAX：333-0330
発行人：齋藤道子　編集：会報委員会　ホームページ：http://www.itikawa-aoiro.or.jp

個人事業税 納期内納付のお願い

令和８年度個人事業税第２期分の納期限は11月30日(月)です。納期限内に納付しましょう。

スマートフォン決済アプリを利用して、ご自宅などから24時間いつでも納付が可能です。

また、金融機関や、口座振替、コンビニエンスストア、「モバイルレジ」アプリ、インターネットを利用したクレジットカードによる納付も可能です。

船橋県税事務所
047（433）1275

【納付方法ＱＲコード】

市川税務署長講演

「税を考える週間」として市川税務署長講演を(公社)市川法人会と共催で開催いたします。

※講演当日〔11月24日(火)〕は終日閉館とさせていただきます。

副署長講演

12月11日(金)16時より当会館にて、市川税務署副署長を迎え、講演を開催いたします。**先着20名！**

参加ご希望の方は、11月18日までにお電話にてお申込みください。講演のみの参加は無料！講演後の意見交換会に参加される方は、会費1,000円となります。〔お申込先TEL〕047－333－0111**※講演当日〔12月11日(金)〕午後の業務をお休みさせていただきます。**

令和８年移動研修旅行

令和8年9月8日に日帰り研修旅行を開催しました。『宇宙と絶景と旬の味覚をめぐるつくばの旅』と題しましてバス1台、40名定員のところ盛況でバスを変更し42名での研修旅行となりました。

前日まで台風の影響で天候が心配されましたが、当日は曇天で無事筑波に向かって出発する事ができました。車内で税金クイズを行い租税知識の向上を図り、初めて参加の方々も和気あいあいと会話しながら筑波山へと向い、宮脇駅から山頂の筑波山頂駅まで、ケーブルカーで登りました。山頂はあいにくと霧がかかり、頂上からの景色を見ることは出来ませんでしたが、筑波山に行ったと言う思い出はできたと思います。帰りに筑波山神社で参拝をし、旅館梅屋の「茶寮ウグイス」でゆっくりと昼食をとり、次の筑波宇宙センターへバスを走らせ筑波宇宙センターの展示館「スペースドーム」では、さまざまな人工衛星の試験モデルや、燃焼実験に使われたロケットエンジン、国際宇宙ステーション「きぼう」日本実験棟の実物大モデル等、本物の宇宙開発に触れる事ができ、皆さん熱心に見学していました。

最後に、かすみがうら観光農園「安田果樹園」に行き、シャインマスカット食べ放題を体験しました。シャインマスカットの瑞々しい味を堪能し、帰途につきました。皆様のご協力のおかげで大きな事故や怪我もなく、無事に終了する事が出来ました。

今回参加して頂いた方々のアンケートを参考に来年も楽しい研修旅行を企画して参りたいと思います。参加頂いた皆様有難うございました。来年の参加もお待ちしております。　（厚生事業委員会）

新年賀詞交歓会のご案内



〔日時〕令和９年１月12日（火）〔受付〕午後４時３０分より〔開会〕午後５時
〔会場〕市川グランドホテル　〔会費〕３,０００円
※お申し込みは、事務局までご連絡ください。〔ＴＥＬ〕047－333－0111　**【申込締め切り：12月11日(金)】**
≪新年賀詞交歓会当日〔令和９年１月12日〕午後の業務をお休みさせていただきます≫

インボイス登録した方(適格請求書発行事業者)は消費税の申告が必要です

令和５年10月１日から、インボイス制度が導入されました。**インボイス登録申請書の提出後は課税事業者になる為、消費税の申告が必要**になります。ご来所の際は、**インボイスの登録日がわかる書類を必ずお持ちください。**確定申告時に消費税の帳簿チェック計算などを職員が行うと別途3,000円(印刷代込み)の手数料がかかります。消費税の申告期限は令和9年3月31日になります。

【インボイス制度に関するお問い合わせ先】

○インボイスコールセンターでは、インボイス制度及び消費税軽減税率制度に関する一般的な質問やご相談を受け付けております。

０１２０－２０５－５５３（無料）【受付時間】9：00～17：00(土日祝日及び年末年始を除く)

○適格請求書等保存方式についての詳しい情報は、国税庁ホームページ内の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください(適格請求書等保存方式に関するQ&Aなどを掲載しています)。

令和６年分の売上が１０００万円を超えた方

令和６年(2024年)分の課税売上高が１０００万円を超えた事業者の方は、**令和８年(2026年)分において消費税の課税事業者となり、**所得税の確定申告後、**消費税の確定申告を3月31日まで**に行います。**(所得税と消費税の申告期限は違いますのでご注意ください)**その際、持参して頂く書類は下記のとおりです。

①令和６年(2024年)分確定申告書と決算書

②令和７年(2025年)分確定申告書と決算書

③簡易課税を選択された方は「消費税簡易課税制度選択届出書」

④本則(一般)の方は、経費の内容がわかる帳簿

※消費税の課税事業者の確認の為、令和６年分・令和７年分を申告時に必ずお持ちください。

令和７年分の売上が１０００万円を超えた方

令和７年(2025年)分の課税売上高が、1000万円を超える事業者の方は、令和９年(2027年)分において消費税の課税事業者となります。速やかに『消費税課税事業者届出書』を提出してください。

令和９年分が課税事業者となる個人事業者で、簡易課税制度を選択する場合は、**所轄の税務署等に『消費税簡易課税制度選択届出書』を令和８年12月31日までに提出が必要となります。**また、簡易課税制度の適用を止める場合も、『消費税簡易課税制度選択不適用届出書』を令和８年12月31日までに提出してください。「簡易課税を選択したらいいのか?」など消費税のご相談は、**令和８年12月18日までに事務局までご来所ください。**

記帳の確認はお済ですか？

毎年この時期に行っております「記帳確認(仮決算)」を、今年も11月30日まで行っております。「記帳確認(仮決算)」とは、日々の記帳の点検と決算・申告の準備を目的とした、決算を円滑に進める為に行うことです。確定申告期の時短にもつながりますので、ご協力お願いいたします。入会して間もない会員の方や記帳に不慣れな方は、お早目にお越しください。減価償却費の計算や複雑な記帳内容の整理を早めに済ませ、会員の皆様が最終的にご自身で決算書・確定申告書を作成できる様、当会が全力でサポートいたします。会計ソフトをご利用の方は入力を進めていただき、手書きの方は記帳を済ませたうえで、記帳確認にお越しください。また、**まだ令和８年の入力をしていない方は、「翌年への繰越」をしているか確認の上、令和８年の入力をしてください。**記帳確認を受けた方には「記帳確認カード」をお渡ししております。**今年度より、予約受付は記帳確認カードをお持ちの方に限らせていただいておりますので、確定申告期間期間（1～3月）の予約をご希望の方は、事前に記帳確認を受けていただきますようお願いいたします。**詳しくは、同封の「決算確定申告相談会・日程表」をご確認ください。（JA記帳サポート会員は除く）

給与支払いがある事業主へ（専従者給与も含む）

専従者や従業員に給与の支払いをしている方は、令和９年１月20日までに源泉所得税の納付が必要です（年末調整）。納付書の徴収税額が「０円」でも税務署に提出します。
納付期限を過ぎた時は手数料１人につき2,000円(専従者も含む)をいただいております。
（JA記帳サポート会員は除く）

【持ち物】

①令和８年分の給与金額等が記入されてる書類（例：源泉徴収簿）
②納付書（1～6月分で納付、または記入した書類）
③専従者や従業員等の控除証明書等（生命保険料控除証明書など）
④マイナンバー（個人番号）⇒事業主・専従者・従業員・扶養家族すべて
⑤専従者や従業員の住所･生年月日（扶養家族がいる場合は、その方の生年月日も）
⑥前年分の書類一式（源泉徴収簿、納付書控え等）

記帳相談会（浦安・行徳）のお知らせ

下記の日程にて、記帳相談会を行います。**記帳相談会は事前予約制ですので、必ず電話予約をしてからお越しください(047-333-0111)。**予約がされていないと対応できない場合もございます。ご来場の際、体調に不安のある方はご遠慮ください。また、会場内ではマスクの着用と手指消毒をお願いいたします。記帳相談会が中止になる場合もございますことをご了承ください。
（下記の日程の中で、すでに予約枠が少ない日もございます。）

【事前予約制】
中央公民館【浦安市猫実4-18-1】

※11月･12月の予約枠が埋まりました。

【受付時間は１５時まで】
令和９年
１月15日(金)13～16時　第２会議室

【事前予約制】
行徳文化ホールⅠ＆Ⅰ

【市川市末広１－１－４８（行徳公民館ではありません）】
【受付時間は１５時まで】
11月19日(木)13～16時　会議室１
12月22日(火)13～16時　会議室１
令和９年
１月８日(金)13～16時　会議室１

令和８年分確定申告の浦安･行徳日程は、同封の「決算確定申告相談会･日程表」をご覧ください。

事　務　局　か　ら　の　お　知　ら　せ

◆JA記帳サポート会員の方は、農協各支店担当職員より確定申告の連絡があります。農協各支店担当職員に確認してください。

◆土曜日の相談対応について、年内までは『事前予約制』とさせていただき、予約のない方のご相談には対応できない場合があります。第2・4土曜日午前のみ、予約枠は「９時」・「10時」・「11時」の３枠となります（047−333−0111）。また、予約の入っていない土曜日はお休みとさせていただきます。

◆11月18日(水)・11月27日(金)・12月9日(水)・12月11日(金)は、会議・講演会等のため、午後の業務をお休みさせていただきます。また、11月24日(火)は署長講演のため、終日閉館とさせていただきます。

◆12月1日より、確定申告期の電話予約が開始いたします。ご予約の際は『記帳確認証(記帳確認カード)の番号』をお伺いしますので、お手元にご用意のうえお電話ください。なお、必要に応じて『インボイスの登録の有無』をお伺いする場合がございます。詳しくは、同封の『決算確定申告相談会・日程表』をご覧ください。

◆小規模企業共済・中小企業倒産防止共済（経営セーフティ共済）の掛金の増額・前納・一括納付のお手続き、ならびに中小企業倒産防止共済（経営セーフティ共済）の新規お申し込みは、事務処理の都合上、11月30日までにお願いいたします。また、小規模企業共済の新規お申し込みは、12月18日まで（現金有）にお願いいたします。※掛金相当額を今年分の控除額に算入したい方も同様です。

◆２月４日(木)・２月21日(日)・第２・４土曜日は、午前中のみ営業（予約不可）となります。詳しくは、同封の『決算確定申告相談会・日程表』をご覧ください。

◆会計ソフトをご利用の方は、必ず2027年版にバージョンアップ（令和８年分確定申告書が作成できるバージョン）をしてから確定申告を行ってください。『ブルーリターンＡ』をご利用の方は、令和９年１月上旬～中旬までに最新版を配信または郵送予定ですので、忘れずにバージョンアップをしてください。他の会計ソフトをご利用の方は、バージョンアップ時期を各会計ソフトのホームページ等で必ずご確認ください。なお、当会では他の会計ソフトのバージョンアップ時期に関するお問合わせには対応いたしかねますのでご了承ください。

◆年内のご相談等業務は　**12月22日（火）まで**　とさせていただきます。

年末年始のお休みは、令和８年12月29日(火)～令和９年1月４日(月)までです。

◆電子申告（e−Tax）で必要なマイナンバーカードの申請受理後に発行される交付通知書（はがき等）が届くまで、現在１か月前後かかるそうです。確定申告期に間に合うように早めの申請をお願いいたします。

◆確定申告期間(１～３月)は、青色申告会前の駐車場は利用できません。車でお越しの方は、有料の駐車場を使用してください。

◆土地や建物の売却（譲渡所得）をした方は、他の所得と合わせて確定申告する必要があります。その際には、事前に税務署または税理士より「譲渡所得の内訳書」を作成したうえで確定申告にお越しください。当会では「譲渡所得の内訳書」の作成はできません。

◆暗号資産（仮想通貨）の所得がある場合は、他の所得と合わせて確定申告する必要があります。事前に「暗号資産の計算書（書式は国税庁ホームページに）」をご自身で作成したうえで確定申告にお越しください。当会では「暗号資産の計算書」の作成はできません。

◆所得税の確定申告書等の最終預かり受付は、代理送信・書面提出ともに、３月11日となります。

◆消費税申告は、混雑状況により３月16日から３月31日の期間でお願いする場合がございます。なお、事務処理の都合上、３月30日以降に来所された場合は、申告書作成後の提出はご自身で行っていただきます。ご理解のほどよろしくお願いいたします。（本人送信は除く）。

◆確定申告で時間がかかる方には、別途手数料をいただく場合もございます。